

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和四年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年三月十二日奈良県指令高土第三二―二五号

令和三年八月二十日奈良県指令高土第三二―二五―一号

令和三年十一月十七日奈良県指令高土第三二―二五―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十二月十四日高土第一〇〇三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年十二月十四日高土第四二四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市下田東五丁目六二五番一、六二五番五、六二五番六、六二五番七、六二五番

八、六二五番九、六二五番一〇、六二五番一一及び六二五番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市南区高倉台四丁七番三―一号

株式会社ライトハウス 代表取締役 小林牧二郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市下田東五丁目六二五番一及び六二五番一一

下水道 香芝市下田東五丁目六二五番一の一部